
はじめに

第2次小城市総合計画

新しいまちづくりがスタートします



総合計画は、長期的な視野に立って、私たちが目指すまちづくりの方向性、そして市の基本的な取り組みを定める計画であり、市政運営の最も基本となる計画です。

私たちのまちの目指す将来像の実現に向けて、地域資源を活かしながら、まちの活力や魅力を高め、住民と行政が連携、協働して、ともにまちづくりに取り組んでいきます。

ごあいさつ



このたび、小城市の平成29年度からのまちづくりに向けて、基本的な施策や重点的な取り組み等をまとめた「第2次小城市総合計画」を策定いたしました。

この計画は、本市の特色ある地域資源や恵まれた交通立地条件を積極的に活用し、暮らしやすいまちづくりを進めるための施策等の方向性を示したものです。

本市は、平成27年3月に合併10周年を迎えました。その間、人口減少・少子高齢社会の更なる進展や大規模災害の発生に伴う安全・安心なまちづくりへの意識の高まりなど、社会潮流が大きく変化する中、持続的な発展に向けた様々な取り組みを進めてきました。

新たに策定した第2次総合計画では、今日までの取り組みを更に加速させ、本市の誇る豊かな自然、連綿と受け継がれてきた伝統や歴史・文化を大切に生かしながら、市民の皆様方の声をしっかりと受け止め、官民一体となったまちづくりに戦略的に取り組んでまいります。

本市の将来像「誇郷幸輝～みんなの笑顔が輝き幸せを感じるふるさと小城市～」を実現するため、市民の皆様との協働のまちづくりを基本に、本計画の推進に全力で取り組んでまいります。市民の皆様には、まちづくりの想いを共有していただき、ともに考え、知恵を出し合いながら取り組んでいただきますようお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたりご尽力いただきました総合計画審議会委員の皆様をはじめ、市民会議や市民アンケートなど様々な機会を通してご意見・ご提言をいただいた皆様に、心からお礼申し上げます。

平成28年10月

小城市長 江里口秀次

小城市市民憲章

小城市は、秀峰天山と有明の海、田園に恵まれ、伝統、文化、自然と調和のとれた美しいまちです。

私たちは、小城市民であることに誇りと自覚と責任を持ち、平和を願い、未来へ向かって前進するまちを築くため、この憲章を定めます。

- 豊かな自然を大切にし、環境にやさしいまちにします。
- 歴史と伝統を受け継ぎ、教養を高め、文化を創造するまちにします。
- 健やかな心と体をつくり、福祉の充実したまちにします。
- 働くことに喜びと誇りを持ち、活力あるまちにします。
- 思いやりの心を持ち、認め合い笑顔が輝くまちにします。

(平成19年4月1日制定)

市章



小城市の「小」の文字を基調に、オレンジは太陽、ブルーは空と海、グリーンは大地を表わし、爽やかな薫風と豊かな自然に恵まれた小城市を象徴的にイメージしました。

シンプルで親しみやすく、多くの人に愛されるデザインです。

市の木「桜」

木の持つ力強さや生命力を表現するため漢字で「桜」と表記します。

市の花「さくら」

花の持つ優しさや美しさを表現するためひらがなで「さくら」と表記します。



小城市内には、県内で唯一、日本さくら名所百選に選定された「小城公園」があり、県内有数の桜の名所として、多くの観光客で賑わい、その名を馳せています。そのほかにも、市内の公共施設や公園にも桜が植樹されています。

今後は、小城市のシンボルとして、植樹など様々な場で活用していきたいと考えております。

目次 contents

総論

策定の目的	6
計画の構成と期間	6
市民と共に創る ~共創~	7
協働によるまちづくり	8

基本構想

市の概況	10
（１）位置と地勢	10
（２）人口と世帯	10
将来の人口	11
（１）総人口	11
（２）年齢別人口	11
小城市まち・ひと・しごと創生総合戦略	12
市の特性・資源	13
市民ニーズの動向	15
（１）市民アンケート調査	15
（２）まちづくり市民会議	18
目指す将来像	21

基本計画

表のみかた	23
政策１ 住環境	
1-1 計画的な土地利用の推進と効率的な都市づくり	25
1-2 居住環境の充実	26
1-3 水道水の安全・安定供給	27
1-4 下水処理の充実	28
1-5 循環型社会の形成	29
政策２ 交通	
2-1 道路の保全と交通網の充実	31
2-2 交通安全対策の充実	32
政策３ 自然・歴史・文化	
3-1 自然環境の保全	34
3-2 歴史の継承、文化・芸術の振興	35
政策４ 健康・スポーツ	
4-1 健康づくりと生涯スポーツの充実	37

4-2	保健・医療の充実	38
4-3	生涯学習の充実	39
政策5	高齢者・福祉	
5-1	地域福祉の充実	41
5-2	高齢者福祉・介護の充実	42
5-3	障がい者福祉の充実	43
5-4	じんけん尊重社会の確立	44
5-5	男女共同参画の推進	45
政策6	子育て・教育	
6-1	子育て支援の充実	47
6-2	学校教育、幼児教育・保育の充実	48
6-3	青少年の健全育成	49
政策7	産業・雇用	
7-1	農林業の振興	51
7-2	水産業の振興	52
7-3	商工業の振興	53
政策8	地域活性化	
8-1	多様な文化の理解と地域間交流の推進	55
8-2	協働によるまちづくりの推進	56
政策9	観光・広報	
9-1	情報発信の充実	58
9-2	観光の振興	59
政策10	安全・安心	
10-1	防災・減災体制の充実	61
10-2	防犯体制の充実	62
	計画の推進のための行政経営	63
資料		
	総合計画審議会	65
	用語解説	66
	目標値設定の考え方	73
	成果指標グラフ	74
	政策体系	94
	成果指標一覧	96

資料

策定の目的

総合計画は、本市の目指すべき将来都市像に向けて、市民とともに、どのようなまちを創造していくのか、そのための方向性を示す「まちづくりの指針」となるものです。

現在の第1次小城市総合計画は、平成17年3月の合併に際して定めた「新市まちづくり計画」を踏まえ、平成19年度から平成28年度を計画期間として策定し、基本構想に掲げた将来都市像「薫風新都 ～みんなでつくる・笑顔あふれる小城市～」の実現に向け、各施策の成果向上に取り組んできました。

この間の我が国における社会経済情勢は、デフレの影響や雇用情勢の悪化など、依然として厳しい状況となっており、市政運営に大きな影響を与えています。本市においても、本格的な地方分権時代を迎え、地方の自主性、自立性が一層重要になったことに加え、直面する現下の厳しい財政状況や先の見通しが困難な社会経済情勢の中で、少子高齢化や若年層の大都市への流出等による人口の減少が進み、高度情報化、グローバル化の急速な進展、深刻化する地球環境問題、震災の教訓による安全で安心して住み続けることのできる都市基盤の整備など、健全な財政運営を維持しながらも多様な市民ニーズへの対応が求められています。

このような状況を踏まえ、第1次総合計画が平成28年度に目標年次を迎えることから、新たな時代にふさわしいまちづくりを実現するための指針として、平成29年度を初年度とする「第2次小城市総合計画（以下「第2次総合計画」という。）」を策定することとしました。

計画の構成と期間

第2次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」の2つで構成されます。

基本構想

市政運営の根幹となるもので長期的な視点から、まちの目指すべき将来像、まちづくりの方向性などを示します。

基本計画

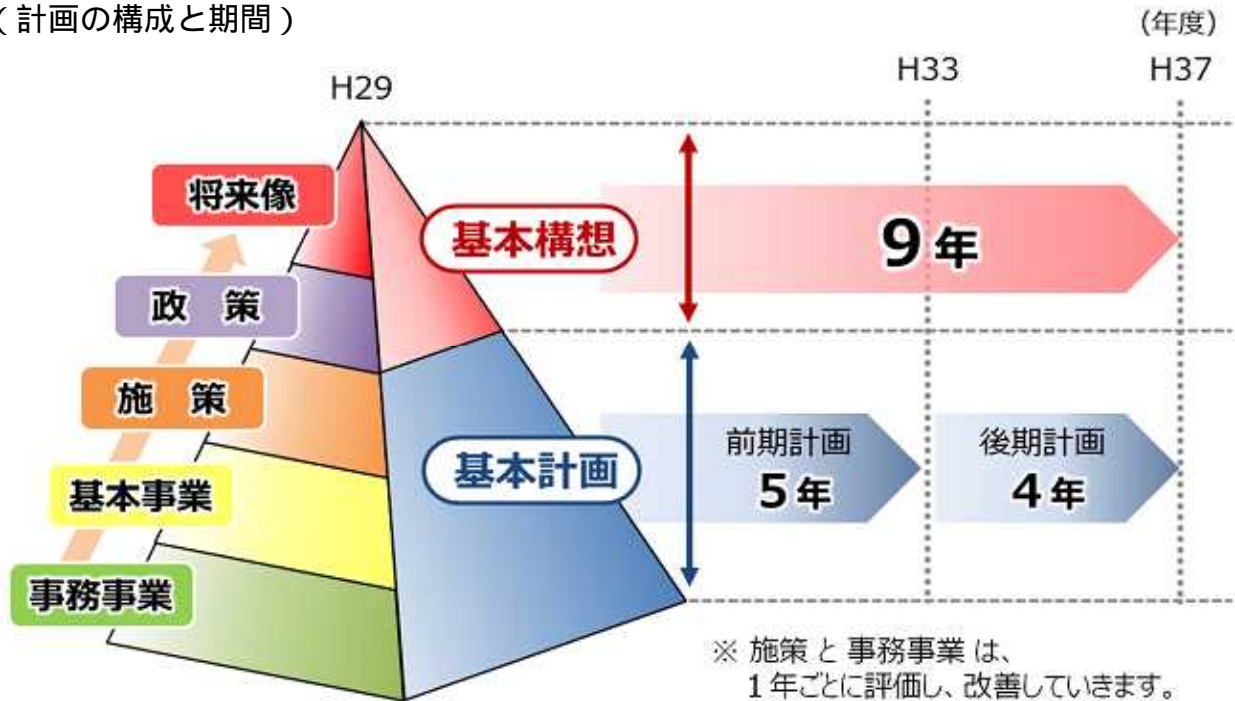
基本構想を実現するための施策体系を示すもので、各施策における今後の方向を示し、施策を総合的に運営します。

第2次総合計画の基本構想は、平成29年度を開始年度として平成37年度を目標年度とする9年間とします。

前期基本計画は平成29年度から平成33年度までの5年間、後期基本計画は平成34年度から平成37年度までの4年間をそれぞれの計画期間とします。

第2次総合計画以降の総合計画の期間については、従来の「基本構想10年、前期計画5年、後期計画5年」から、市長の任期と連動させた「基本構想8年、前期計画4年、後期計画4年（第2次のみ基本構想9年、前期計画5年、後期計画4年）」に変更しました。これにより、市長の任期と計画期間が重なるようになり、市長のマニフェスト（選挙公約）との連動性が確保され、さらに4年間の成果がわかりやすくなります。また、計画期間が短縮されることで、社会情勢や環境の変化に柔軟に対応でき、より正確な市民ニーズを反映した計画となります。

（計画の構成と期間）



市民と共に創る ～共創～

第2次総合計画を策定するにあたり、様々な機会を通じて市民参画の手法を取り入れることとし、“市民と共に創る”ことを目指してきました。

「市民アンケート」で市民ニーズの把握に努めるとともに、「まちづくり市民会議」でのワークショップや「総合計画審議会」を重ね、様々な現実を日々実感している市民の皆様の意見や願い、そして市の将来に向けた想いをたくさんお聴きすることができました。

皆様にいただいたご意見やご提案を庁内で検討を重ねながら、可能な限り今回の計画に反映しています。

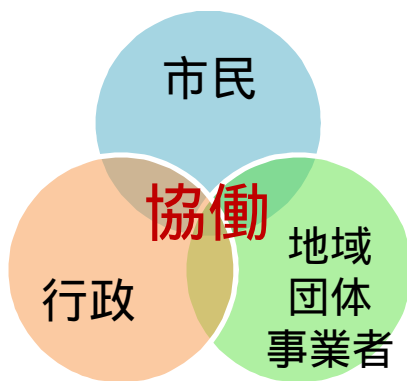


協働によるまちづくり

～わたしたちのまちは、わたしたちで～

小城市においても、少子高齢化・人口減少、混住化が進むとともに、地域の連帯感が希薄になってきている地域も見受けられます。また、市民ニーズが多様化し、行政だけでは多様なニーズに応えることが困難になってきている現状があります。一方で、市民活動団体による活動が活発になり、公共的課題に取り組む事例も増えてきています。

豊かな地域社会の構築を実現するためには、この活動の輪を広げ、市民と行政が一体となって「まちづくり」を進めていく必要があります。



市民、地域・団体・事業者、行政等が、第2次総合計画の目指す将来像の実現のため、「お互いのできることを」担っていく必要があります。

小城市が目指す協働の姿

市民一人ひとりが何か地域のことにかかわっている



市民一人ひとりが必要とされているまち

協働とは

「異種・異質の組織」が「共通の目的」を果たすために、「それぞれの資源や特性」を持ち寄り、「対等の立場」で「協力して働く」ことです。



「市民活動センター」オープン記念イベントの様子